



永田クラブ、経済研究会、文部科学記者会
厚生労働記者会、日比谷クラブ、労政記者クラブに資料配布

平成 29 年 5 月 12 日
内閣府子ども・子育て本部

平成 28 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について

教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日の期間内に報告のあった事故について、取りまとめましたので公表します。

また、教育・保育施設等に係る国、地方自治体及び事業者についての事故防止対策については、以下のような取組を行っているところです。

1. 事故報告集計について

- 報告件数は 875 件あった。
- 負傷等の報告は 862 件あり、そのうち 717 件(83%)が骨折によるものであった。
- 死亡の報告は 13 件あり、うち約半数の 7 件は 0 歳児であった。
- 事故の発生場所は施設内が 776 件(89%)であり、そのうち 444 件(57%)は施設内の室外で起きていた。

2. 事故防止対策について

- 国においては、子ども・子育て新制度の施行に先立ち、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を平成 26 年 9 月に開催し、事故の発生やその再発を防止するための措置について検討を行った。
- 平成 26 年 11 月の検討会中間取りまとめを受けて、事故報告制度の全般的な見直しを行った（新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付けされた。）。

【改正内容】

- ① 重大報告の対象となる施設・事業について拡大
- ② 重大事故の範囲の明確化
- ③ 報告様式、報告方法の改正と明示
- 平成 27 年 12 月の検討会最終報告を受けて、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生防止等や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」及び地方自治体に対して、重大事故の再発防止のために、死亡事故等の重大事故については、事後的な検証を実施するよう「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を、平成 28 年 3 月に地方自治体宛てに通知し、施設・事業者にも周知した。

○ また、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に午睡中の死亡事故が多いことから、平成 28 年 10 月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等を地方自治体宛てに通知し、周知している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

3. 国における有識者会議の設置

○ 国においては、各地方自治体より、検証結果の報告を受け、再発防止策を検討することとしており、検討に当たっては、平成 28 年 4 月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策について検討を行っている。

※この他、教育・保育施設等で発生した事故情報について、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において、平成 27 年 6 月より、内閣府ホームページで公表をしている。

【問合せ】

内閣府子ども・子育て本部

参事官補佐 時末 大揮

参事官補佐 本間 浩

TEL 03-6257-1466

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

課長補佐 小倉 基靖

係長 鈴木 賢

TEL 03-6734-3136

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

課長補佐 川島 均

係長 増田 大樹

TEL 03-5253-1111(7947)

1. 事故報告概要

教育・保育施設等（*）において発生した死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICU に入る等）の事故を含む。）で、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日の期間内に事故報告（第 1 報）のあったものを集計した。

* 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。

- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・ 幼稚園
 - ・ 認可保育所
- ・ 小規模保育事業
 - ・ 家庭的保育事業
- ・ 居宅訪問型保育事業
 - ・ 事業所内保育事業（認可）
- ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 認可外保育施設
 - （企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
- ・ 認可外の居宅訪問型保育事業

	認定こども園・幼稚園・保育所等	放課後児童クラブ	合計	割合
負傷等	574	288	862	98.5%
（うち意識不明）	（ 7 ）	（ 0 ）	（ 7 ）	負傷等の 0.8%
（うち骨折）	（ 458 ）	（ 259 ）	（ 717 ）	負傷等の 83.2%
（うち火傷）	（ 1 ）	（ 1 ）	（ 2 ）	負傷等の 0.2%
（うちその他）	（ 108 ）	（ 28 ）	（ 136 ）	負傷等の 15.8%
死亡	13	0	13	1.5%
事故報告件数	587	288	875	100%

※認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等					死亡	計	参考) 施設・事業者数 時点)
		意識不明	骨折	火傷	その他			
幼保連携型認定こども園	51	1	45	0	5	0	51	2,785 か所 H28.4.1)
幼稚園型認定こども園	8	0	6	0	2	0	8	682 か所 H28.4.1)
保育所型認定こども園	11	0	10	0	1	0	11	474 か所 H28.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1	60 か所 H28.4.1)
幼稚園	20	0	17	0	3	0	20	6,514 か所 H28.4.1)
認可保育所	469	5	368	1	95	5	474	23,447 か所 H28.4.1)
小規模保育事業	1	0	1	0	0	0	1	2,429 か所 H28.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	1	1	958 か所 H28.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	9 か所 H28.4.1)
事業所内保育事業 (認可)	0	0	0	0	0	0	0	323 か所 H28.4.1)
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	9,718 か所 (H27 交付決定)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	2,226 か所 (H27 交付決定)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2	0	2	0	0	0	2	809 か所(市区町村) (H27 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	ショートステイ 740 か所 トワイライトステイ 375 か所 (H27 交付決定)
放課後児童クラブ	288	0	259	1	28	0	288	23,619 か所 H28.5.1)
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	企業主導型保育施設 119 か所 H28.12.31)
地方単独保育施設	3	1	2	0	0	0	3	認可外保育施設 6,923 か所
その他の 認可外保育施設	8	0	6	0	2	7	15	事業所内保育施設 4,561 か所 H28.3.31)
認可外の居宅訪問型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	80 か所 H28.3.31)
計	862	7	717	2	136	13	875	

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの（平成 27 年は、その後、意識不明の状態が回復したものも含む。）

※ 「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

※ 「その他」には、指の切斷、唇、歯の裂傷等が含まれる。

参考：認可保育所 2,136,443 人(平成 28 年 4 月 1 日現在)

認可外保育施設 177,877 人、事業所内保育施設 73,660 人(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(データ出典) 施設・事業者数

- 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
 - ・・・認定こども園の数について（内閣府子ども・子育て本部調べ（平成 28 年 4 月 1 日現在））
- 幼稚園
 - ・・・文部科学省調べ（平成 28 年 4 月 1 日現在）
- 認可保育所
 - ・・・保育所等関連状況取りまとめ（厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（平成 28 年 4 月 1 日現在））
- 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（認可）
 - ・・・地域型保育事業の件数について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（平成 28 年 4 月 1 日現在））
- 一時預かり事業、病児保育事業
 - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（平成 27 年度交付決定か所数）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（平成 27 年度実施箇所数）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
 - ・・・子育て短期支援事業の実施箇所数について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（平成 27 年度実施箇所数））
- 放課後児童クラブ
 - ・・・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（平成 28 年 5 月 1 日現在））
- 認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
 - ・・・認可外保育施設の現況取りまとめ（厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（平成 28 年 3 月 31 日現在））
- 企業主導型保育施設
 - ・・・内閣府子ども・子育て本部調べ（平成 28 年 12 月 31 日現在）

② 年齢別 死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童 クラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	0	7	4	10	22	7	-	51
幼稚園型認定こども園	-	-	-	1	2	4	1	-	8
保育所型認定こども園	0	0	0	1	4	3	3	—	11
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	1	0	0	—	1
幼稚園	-	-	-	1	4	10	5	-	20
認可保育所	3 (1)	20 (2)	39 (0)	74 (0)	120 (0)	155 (0)	63 (2)	—	474 (5)
小規模保育事業	0	1	0	0	0	0	0	—	1
家庭的保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	1 (1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
事業所内保育事業 (認可)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	1	0	1	2
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	-	-	-	-	-	-	-	288	288
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	—	0
地方単独保育施設	1	1	0	1	0	0	0	—	3
その他の認可外保育施設	5 (5)	3 (2)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	—	15 (7)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
計	11 (7)	25 (4)	48 (0)	85 (0)	141 (0)	196 (0)	80 (2)	289 (0)	875 (13)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	19	28	4	0	51
幼稚園型認定こども園	5	2	1	0	8
保育所型認定こども園	3	5	3	0	11
地方裁量型認定こども園	0	1	0	0	1
幼稚園	7	10	3	0	20
認可保育所	203 (3)	215 (1)	56 (1)	0 (0)	474 (5)
小規模保育事業	1	0	0	0	1
家庭的保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業 (認可)	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	1	0	2
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	78	182	28	0	288
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
地方単独保育施設	2	0	0	1	3
その他の認可外保育施設	12 (7)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	15 (7)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	332 (11)	444 (1)	98 (1)	1 (0)	875 (13)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

④ 死亡事故における主な死因

※平成 28 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	家庭的 保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0
窒息	0	0	0	0
病死	2	1	1	4
溺死	0	0	0	0
その他	3	0	6	9
合計	5	1	7	13

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

※平成 28 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	家庭的 保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
睡眠中	3	0	7	10
プール活動・ 水遊び	0	0	0	0
食事中	0	0	0	0
その他	2	1	0	3
合計	5	1	7	13

(参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

※集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成 16年から 20 年：4 月から 3 月まで
- ・平成 21 年 ：4 月から 12 月まで（平成 21 年 1 ～ 3 月発生分は平成 20 年分として集計）
- ・平成 22 年から 26 年：1 月から 12 月まで
- ・平成 27 年 ：認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
 は 1 月から 12 月まで
 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業は 4 月から 12 月まで
 ※認定こども園としては、平成 27 年度から調査を実施
- ・平成 28 年 ：1 月から 12 月まで

○ 死亡事故の報告件数

	幼保連携型 認定こども園	認可保育所	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	認可外 保育施設	合計
H16	-	7 件	-	-	7 件	14 件
H17	-	3 件	-	-	11 件	14 件
H18	-	5 件	-	-	8 件	13 件
H19	-	3 件	-	-	12 件	15 件
H20	-	4 件	-	-	7 件	11 件
H21	-	6 件	-	-	6 件	12 件
H22	-	5 件	-	-	8 件	13 件
H23	-	2 件	-	-	12 件	14 件
H24	-	6 件	-	-	12 件	18 件
H25	-	4 件	-	-	15 件	19 件
H26	-	5 件	-	-	12 件	17 件
H27	1 件	2 件	1 件	0 件	10 件	14 件
H28	0 件	5 件	0 件	1 件	7 件	13 件
合計	1 件	57 件	1 件	1 件	127 件	187 件

※ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

※ 平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は 1 件（認可外保育施設の死亡事故10件の内数）。平成28年は 0 件。

2. 教育・保育施設等における事故防止の取組み

ガイドラインによる事故防止の取組み

死亡や重篤な事故の防止のため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月）において、施設・事業者には、以下の周知を行っている。

ガイドライン掲載 URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（抜粋）

○重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

（１）睡眠中

乳児の窒息リスクを除去するため、以下の点を含むリスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

【注意事項】

窒息リスクを除去する方法として、

- ＊ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、1 人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ＊ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする 等

(参考)

睡眠中の死亡事故のうち、「うつぶせ寝」の数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
平成 24 年	2名	3名	5名
平成 25 年	2名	7名	9名
平成 26 年	0名	4名	4名
平成 27 年	0名	6名	6名
平成 28 年	2名	2名	4名

※ 平成 26 年までは地方単独保育施設、その他の認可外保育施設と分類して把握していない。

※ 平成 27、28 年の地方単独保育施設における「うつぶせ寝」は 0 名

（２）プール活動・水遊び

【注意事項】

- ＊ プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

- * 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

※注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する、監視エリア全域をくまなく監視する
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中心の選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う 等

(3) 食事中

【注意事項】

- * 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- * 子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- * 食事の介助をする際、注意すべきポイントとして、
 - ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える
 - ・ 子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）
 - ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - ・ 汁物などの水分を適切に与える
 - ・ 食事の提供中に驚かせない
 - ・ 食事中に眠くなっていないか注意する
 - ・ 正しく座っているか注意する
- * 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者に応じた方法で、子供（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

ガイドラインの周知徹底（周知啓発資料等による事故防止の取組の推進）

平成 27 年の「「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故においても、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に 0～1 歳児の午睡中の死亡事故が多いことから、昨年 10 月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等により、事故防止の取組を推進している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

自治体による検証の実施と有識者会議による再発防止策の検討

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における取りまとめを踏まえ、平成 27 年 4 月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成 28 年 4 月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

また、国において、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し（平成 28 年 4 月）、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行っており、第 1 回有識者会議を 4 月に開催し、これまでの検討会での取りまとめを踏まえ、有識者会議が継続して取り組んでいく内容について議論を行い、同年の 10 月には第 2 回の会議を開催し、事故情報データベースの改善や検証報告のあった自治体からヒアリングを行い、重大事故防止策の議論を行っていくこととすることを決定し、今年の 5 月に第 3 回の会議を開催して検証報告のあった自治体からヒアリングを実施している。